相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡湯浅町大字栖原九〇一番地、最後の住所和歌山県和歌山市口須佐三五〇番地　被相続人　亡　新川カネ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

和歌山市六番丁二四番地ニッセイ和歌山ビル一一階

相続財産管理人　弁護士　海堀　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市松本町二六番地、最後の住所岡山県真庭市本郷一八一九番地一〇　被相続人　亡　掛江　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

岡山県新見市新見七九五番地池田洋助事務所

相続財産管理人　池田　洋助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市本町六丁目甲九三九番地、最後の住所愛媛県今治市北日吉町三丁目二番一三号グランドール今治三番館三〇九号　被相続人　亡　村上誠之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

愛媛県今治市別宮町一丁目一番地八

相続財産管理人　司法書士　長野　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市本鵠沼一丁目一三番、最後の住所神奈川県藤沢市本鵠沼一丁目一三番二九号　被相続人　亡　眞玉　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

福岡県福岡市東区馬出一―一〇―二メディカルセンタービル九大病院前六階九州合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　緒方　枝里

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年八月三十一日

一、墳墓等所在地　静岡県静岡市葵区屋形町一〇番地

一、墳墓等の名称　静岡別院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　墓籍四―高橋家之墓

昭和三十七年七月高橋卯之松建之　釋尼妙耀

昭和廿七年二月十二日　俗名高橋マツノ　行年五十四才　釋法慧童子

昭和九年七月十九日　俗名高橋靖男　行年二才　釋尼猶華

昭和五十一年三月廿日　俗名高橋猶子　行年五十八才　釈尼清雪

昭和五十七年七月十一日　俗名高橋カき子　行年六十才　釋浄松

平成十年四月十八日　俗名高橋卯之松　行年九十才　釋尼聞香

平成十年一月十九日　俗名高橋菊子　行年七十九才　墓籍四十五―岡本家之墓

昭和四十一年十月十七日　初代三上甚造　行年七十歳　墓籍七十九―小島家之墓

昭和十年九月建之　釋静觀　大正十五年八月十八日　俗名小島芳光　七十四才　釋尼清祐

昭和五年四月十九日　仝人　妻てつ　七十四才　釋勇哲

昭和三十八年九月十二日　俗名小島一郎　二十七才　墓籍八十二―水野家之墓

昭和六十三年七月水野あい建之　墓籍八十三―横井家之墓

昭和五十七年九月建之　釋尼妙稱

昭和五十三年十二月十九日　はつゑ　四十九才　釋利願

平成十一年三月十六日　利男　七十才

一、改葬を行おうとする者　静岡県静岡市葵区屋形町一〇番地　宗教法人真宗大谷派静岡別院

代表役員　按察　**袞爾**

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年八月三十一日

一　墳墓等所在地　大阪府堺市西区浜寺昭和町一丁一三番地

一　墳墓等の名称　浜寺元町共有墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府堺市西区浜寺元町五丁六六八番地　浜寺元町共有墓地管理委員会　代表　田中　義明

無縁墳墓等改葬公告

墓地整地のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年八月三十一日

一　墳墓等所在地　熊本市京町一丁目七―一三

一　墳墓等の名称　向臺寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　熊本市京町一丁目七―一三　名和　昌子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　有限会社アートハウスゴン　東京都世田谷区駒沢一丁目一三番一二号駒沢タカシビル五〇五

二、保証金の額　金三十万円

三、前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四、前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年八月三十一日

東京都世田谷区駒沢一丁目一三番一二号駒沢タカシビル五〇五

有限会社アートハウスゴン

代表取締役　矢尾　暢康

第26期決算公告　平成23年8月31日

大分県中津市大字大新田字9番通り396―1

九州富士機工株式会社

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	142,750
	固定資産	11,941
	合計	154,690
負純資産債及びの部	流動負債	53,363
	固定負債	23,855
	退職給付引当金	12,888
	役員退職慰労引当金	10,967
	株主資本	77,472
	資本金	10,000
	利益剰余金	67,472
	利益準備金	2,260
	その他利益剰余金	65,212
	（うち当期純損失）	(10,183)
	合計	154,690

第23期決算公告　平成23年6月27日

佐賀県鳥栖市轟木町1760番地

三積工業株式会社

代表取締役　保田　昌彦

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	152,967
	固定資産	5,005
	合計	157,972
負純資産債及びの部	流動負債	37,244
	（賞与引当金）	(15,148)
	固定負債	12,109
	（退職給付引当金）	(12,084)
	株主資本	108,618
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,618
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	98,118
	（うち当期純利益）	(20,291)
	合計	157,972

第29期決算公告　平成23年6月28日

福岡県筑紫郡那珂川町中原5丁目54番地

株式会社ハイマックス

代表取締役社長　岩本　眞二

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	698,878
	固定資産	360,199
	合計	1,059,077
負純資産債及びの部	流動負債	334,678
	固定負債	58,230
	株主資本	666,645
	資本金	55,000
	資本剰余金	67,065
	利益剰余金	544,580
	利益準備金	13,750
	その他利益剰余金	530,830
	（うち当期純利益）	(5,811)
	評価・換算差額等	△476
	合計	1,059,077